



平成27年度第1回本庄市総合教育会議次第

日時 平成27年10月22日（木）

午後1時30分から

場所 本庄市役所6階 大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育委員会委員長挨拶

4 議 題

（1）本庄市総合教育会議運営要綱（案）について

（2）本庄市教育大綱（案）について

（3）今後のスケジュールについて

5 そ の 他

6 閉 会

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主事者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらぬのですか？

今回の改正においては、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところであります。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等のように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみが権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/houan/kekutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわがりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

これまでの教育委員会の課題

教育委員会の改革

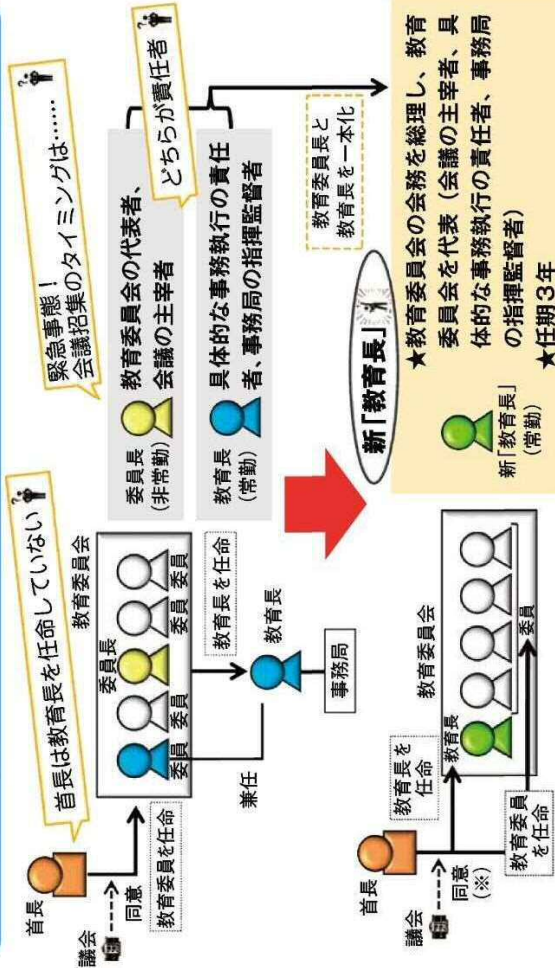
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き継ぎ、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT② 教育委員会

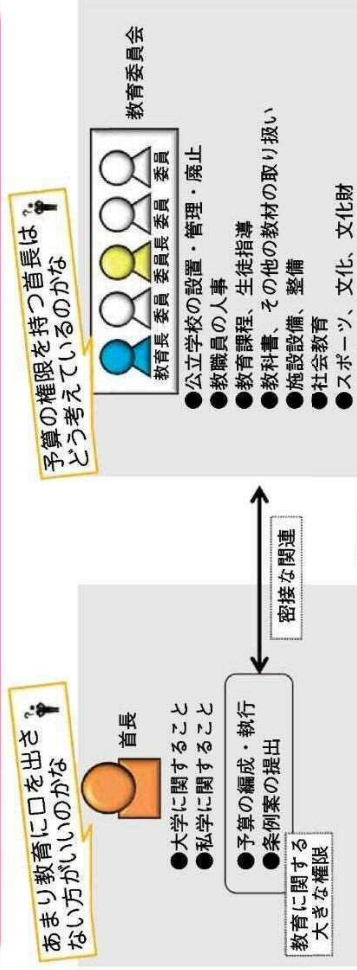
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員会によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に

✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

教育大綱の策定について

1 趣 旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき策定するものです。

その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき策定される、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

2 内 容 と 期 間

教育大綱の内容については、「本庄市総合振興計画（平成20年度から平成29年度）」（以後「総振」という。）中に、本市が目指す教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策が盛り込まれているため、総振を基本に策定します。

構成については、「基本理念」と「基本方針」の二段階とし、「基本理念」は、総振の教育文化分野の政策大綱かつ本庄市教育行政重点施策である「明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち」、サブタイトルに「～世のため、後のための教育～」とし、「基本方針」の柱立ては、総振の「基本計画」と同一にします。

教育大綱の期間は、総振の計画期間が平成29年度までとなっていることから、平成28年度から平成29年度までの2年間とします。

本庄市教育大綱（案）

（平成 2 8 年度～平成 2 9 年度）

基本理念

明日を拓く人を育み、

魅力ある文化が育つまち

～世のため、後のための教育～

本市は、江戸時代の盲目の国学者である塙保己一
生誕の地です。

本市の教育は、塙保己一の遺したことば「世のため、
後のため」の理念のもと、未来へ飛躍する人材

基本方針

1 創造性と確かな学力を育む教育の推進

次代を担うかけがえのない子どもたちが、これからの厳しい時代を、自らの力でたくましく
切り拓くため、学校・地域・家庭が連携し、創造性と確かな学力を育む教育を推進します。

2 人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの推進

市民一人ひとりが社会の一員として互いの人権を尊重し、感謝と思いやりの心を持った、他
者の痛みを共有できる、心豊かな人づくりを推進します。

3 教育環境の整備

教育内容、教育方法の多様化に円滑に対応し、安全で安心して学べる良好で質の高い教育環境の整備を行います。

4 生涯学習の活発化

あらゆる世代の人々が生涯にわたって学び続け、自らの人生を豊かなものとさせるとともに、学びの成果を活かせる社会の実現に向け、生涯学習の活発化を図ります。

5 文化財の保護と活用の推進

長い歴史と伝統を持つ本市の貴重な文化財を未来に継承し、これらを学び、親しみ、市内外に広く発信していきます。

6 生涯スポーツの促進

市民の誰もが気軽に身体を動かし、健全な心と体の維持を図るため、本市のスローガンである「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、生涯スポーツ・レクリエーションを促進します。

本庄市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- （1） 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- （2） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （3） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（会議録の作成及び公表）

第7条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。
(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

(7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

平成27年度 スケジュール（予定）

開催時期	内 容	備 考
平成27年10月	第1回総合教育会議	・大綱に盛り込むべき内容の検討 ・運営要綱（案）の検討
平成27年12月	広報紙にて周知	・大綱（案）のパブリックコメント を周知
平成27年12月	大綱（案）のパブリックコメント実施	
平成28年 2月	第2回総合教育会議	・大綱策定